

監 第 2 8 4 8 号
平成23年3月29日

社団法人石川県建設業協会
会長 北川 義信 様

土 木 部 長
(公印省略)

「石川県建設工事標準請負契約約款」、「業務委託契約約款」の
一部改正について (通知)

標記について、下記のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、
取扱いに遺漏のないようされたい。

記

1 改正の要旨

- (1) 中央建設業審議会の勧告（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）
に基づく改正
- (2) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定に基づく、政府
契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改定されたことに伴う改正

2 改正の内容

別紙のとおり

3 適用期日

平成23年4月1日以降に契約を締結する工事及び業務委託から適用する。

「石川県建設工事標準請負契約約款」及び「業務委託契約約款」の改正内容について

(1) 建設工事標準請負契約約款

ア 中央建設業審議会の勧告に基づくもの

(ア) 発注者を「甲」、請負者を「乙」としていた表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。

(イ) 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明記する。(第21条)

(ウ) 公共工事からの暴力団排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を新たに追加する(第43条)

イ 遅延利息の率の改定に伴うもの

(改正前) 3.3パーセント → (改正後) 3.1パーセント

(ア) 第34条第8項(前金払及び中間前金払)

(イ) 第42条第3項(履行遅滞の場合における損害金等)

(ウ) 第47条第3項(解除に伴う措置)

(2) 業務委託契約約款

ア 中央建設業審議会の勧告に基づくもの

(ア) 発注者を「甲」、請負者を「乙」としていた表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。

(イ) 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明記する。(第22条)

(ウ) 公共工事からの暴力団排除のため、発注者が契約を解除できる場合として受注者の役員等が暴力団員である場合等を新たに追加する(第42条)

(エ) 設計共同体に関する規定を新設する。(第1条)

(オ) 契約の締結と同時に、受注者が保証を付さなければならない規定を新設する。(第4条、第43条)

(カ) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称等の通知を請求することができる規定を新設する。(第7条)

イ 遅延利息の率の改定に伴うもの

(改正前) 3.3パーセント → (改正後) 3.1パーセント

(ア) 第34条第8項(前金払)

(イ) 第41条第3項(履行遅滞の場合における損害金等)

(ウ) 第44条第1項(解除に伴う措置)